

Nami-E 脱炭素アワード2026 実施要領

1 事業の目的

本町は2023年3月に「浪江町地球温暖化対策総合計画～なみえエネルギーチャレンジ2035～」を制定し、2035年までのカーボンニュートラル達成を目標に掲げ、各種施策に取り組んでいる。

そこで、町内における脱炭素に関する取組・活動を行った事業者・団体・個人の取組を表彰することで、取組を町内に周知し、取組に倣ってもらうことで脱炭素化の機運をより醸成すると共に、町全域でのカーボンニュートラル達成の一層の推進を図る。

名称の「Nami-E」の”E”は、”Eco”や”Energy”とかけしており、浪江町が環境・エネルギー問題について町全体で取り組む意思を表している。

2 事業内容

(1) 対象となる取組・活動

町内において温室効果ガス排出削減のための取組・活動。

学校や地域などと連携して行う脱炭素の取組・活動。

脱炭素の普及・啓発を推進する取組・活動。

(2) 応募者

(1)に掲げる取組・活動を行ったことのある浪江町民および、企業、団体。

(教育機関・公的機関を含む)

(3) 取組・活動の分類

取組・活動の内容に応じて、次の①～③の分類を設定する。

① 家庭や事業所等の脱炭素化を進める活動・取組

(建物等の脱炭素化改修、再エネ設備の導入、次世代自動車の購入 など)

② 脱炭素化を進める商品・サービス等に関する活動・取組

(脱炭素商品の開発・販売、新しいサービスの展開 など)

③ 普及・啓発活動、環境保護活動

(イベントの開催、環境に関する講座の実施 など)

応募者は、その取組・活動が該当する分類を一つ選び応募するものとする。

また、過去に応募した取組を、再度応募することについては原則可能とする。

なお、過去の応募内容から一部を変更した取組・活動については、過去の応募とは別のものとして取り扱う。

(4) 対象となる実施期間

令和2年度以降に実施されたもの。

(5) 応募方法

応募者は、応募用紙（様式1）に必要事項を記入し、取組結果報告書（任意様式可）を添えて、令和8年8月3日（月）から令和8年9月25日（金）までに下記提出先に電子メールで提出するものとする。

提出先

浪江町役場 産業振興課 新エネルギー推進係 あて

(E-mail) namie15050@town.namie.lg.jp

(6) 取組結果報告書

応募者は、以下の点を踏まえて、取組結果報告書を作成するものとする。

(ア) 事項の審査項目に該当する点を具体的に記載すること。

(イ) 取組内容について、可能な限り定量的な表現で記載すること。

(ウ) 取組・活動の様子がわかる写真などを1～2枚程度添付すること。

なお、記載内容について、事務局より聞き取りを行う場合がある。

また、取組の紹介動画を作成するため、写真及び会社ロゴについてはJPEG 又はPNG データで事務局に提出すること。

(7) 審査項目

取組が優秀な応募者を表彰するにあたり、審査項目を次のとおり定める。

審査項目	審査項目の要点
脱炭素効果	取組内容によって、CO2 排出量が直接的又は間接的に削減されているもしくは削減が期待できること。 または地域の脱炭素化の普及・啓発を後押しする活動であること。
取り組みやすさ	取組内容が町内外の他の事業所やコミュニティ、個人でも取り入れやすいものであること。
続けやすさ	取組内容により、今後も持続的な脱炭素効果が期待できること。
PR・情報発信・波及効果	今回の取組において、外部への情報発信や地域・町民への波及効果や経済効果などが具体的に記載されていること。 なお、波及効果や経済効果などについては、直接的・間接的であるかは問わないものとする。
創意工夫・独創性	取組を始めた経緯や今後の事業展開など、取組・活動のアピールポイントについて記載すること。

なお、取組分類毎の採点基準については別紙を参照すること。

(8) 審査方法および賞の種類

提出された取組結果報告書を（公正かつ透明な審査を実施するために Nami-E 脱炭素アワード 2026 審査委員会を設置する。）審査員が採点し、一定以上の得点を獲得した取組の応募者をアワードノミネート者とし、その中から審査委員会の合議により次に掲げる賞の受賞者を決定する。

ただし、必要に応じてその他の賞を設けることは妨げないものとする。

最優秀賞	優秀賞	特別賞
1 件	2 件以内	若干

(9) 結果通知

アワードノミネート者については、(10)授賞式の対象者とし、次のとおり通知する。

通 知 日：令和 8 年 1 1 月上旬（予定）

通知内容：授賞式の案内

通知方法：電子メール又は電話

(10) 授賞式

授賞式については、次のとおり実施する。

開催時期：令和 8 年 1 1 月 2 1 日又は令和 8 年 1 1 月 2 2 日（十日市祭り内予定）

内 容：受賞者に対し、表彰状及び記念品（副賞）を贈呈する。

3 その他

- (1) 町は、その広報媒体に、参加者名及び参加事業所の事業所名や取組内容を掲載し（希望応募者のみ）、事業趣旨等を広報するものとする。
- (2) 提出された取組結果報告書に関する著作権およびその他の権利は、提出された時点で町に帰属するものとする。
- (3) この要領に定めのないものは、事務局（産業振興課）において決定するものとする。